明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○電波法施行規則等の一部を改正する省令（総務五）　一
〔告　示〕
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（内閣府二七）　四
○食品衛生法第十三条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質の一部を改正する告示（同二八）　三
○特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件の一部を改正する件（総務三六）　四
○特定小電力無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件等を定める件の一部を改正する件（同三七）　五
○特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件の一部を改正する件（同三八）　五
○構内無線局等の無線設備に指定する周波数の指定周波数帯を定める件の一部を改正する件（同三九）　一六
○四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下及び一〇・五GHzを超え一〇・五五GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備に係る表示の方法を定める件（同四〇）　一七
○周波数割当計画の一部を変更する件（同四一）　一七
○農業経営統計調査規則第五条の農林水産大臣が定める調査客体の抽出方法等を定める等の件の一部を改正する件（農林水産二八三）　一七
○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（同二八四）　二六七
○指定区間の指定に関する告示の一部を改正する告示（国土交通一三二）　二九一
○八丈島空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（同一三三）　二九三
○登録講習機関の登録の届出並びに変更の届出があった件（同一三四）　三〇八
○登録講習機関の休廃止の届出があった件（同一三五）　三〇八
○砂防法第二条の土地を指定する件（同一三六～一四四）　三〇九
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同一四五）　三一三
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同一四六）　三一三

省　令

○総務省令第五号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四条第三号、第二十八条、第三十八条及び第三十八条の六第一項（第三十八条の三十一第四項において準用する場合も含む。）の規定に基づき、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年二月二十七日

総務大臣　村上誠一郎

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（免許を要しない無線局） **第六条**　［略］ ［２・３　略］ ４　法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。 ［一　略］ 二　次に掲げる条件に適合するものであつて、総務大臣が別に告示する電波の型式及び空中線電力に適合するもの（以下「特定小電力無線局」という。） ［(1)～(13)　略］ (14)　タイヤ空気圧モニタリングシステム（設備規則第四十九条の十四第五号ロに規定するタイヤ空気圧モニタリングシステムをいう。）又はキーレスエントリシステム（同号ロに規定するキーレスエントリシステムをいう。）であつて、四三三・七九五MHzを超え四三四・〇四五MHz以下の周波数の電波を使用するもの ［三～十一　略］	（免許を要しない無線局） **第六条**　［同上］ ［２・３　同上］ ４　［同上］ ［一　同上］ 二　［同上］ ［(1)～(13)　同上］ ［新設］ ［三～十一　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（無線設備規則の一部改正）

第二条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特定小電力無線局の無線設備） **第四十九条の十四**　特定小電力無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。 ［一～四　略］ 五　四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下の周波数の電波を使用するもの ［イ　略］ ロ　四三三・七九五MHzを超え四三四・〇四五MHz以下の周波数の電波を使用するタイヤ空気圧モニタリングシステム（主として自動車に開設する無線局の無線設備であつて、タイヤ空気圧の状況等に関するデータ伝送を自動的に行うものをいう。）又はキーレスエントリシステム（主として自動車の操作及び管理の用に供する無線通信を行う無線局の無線設備をいう。）は、それぞれ一の筐体に収められており、かつ、空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができないこと。	（特定小電力無線局の無線設備） **第四十九条の十四**　［同上］ ［一～四　同上］ 五　［同上］ ［イ　同上］ ［新設］

ハ　［略］	ロ　［同上］
ニ　［略］	ハ　［同上］
ホ　国際輸送用データ伝送設備及び国際輸送用データ制御設備は、総務大臣が別に告示する方法により表示がされていること。	ニ　総務大臣が別に告示する方法により表示がされていること。
［六～十五　略］	［六～十五　同上］
別表第三号（第七条関係）	**別表第三号**（第七条関係）
［１～22　略］	［１～22　同左］
23　312MHzを超え315.25MHz以下又は433.67MHzを超え434.17MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、２に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。	23　［同左］
［(1)　略］	［(1)　同左］
(2)　433.67MHzを超え434.17MHz以下の周波数の電波を使用するもの（第49条の14第５号イに規定する無線設備のものに限る。）	(2)　433.67MHzを超え434.17MHz以下の周波数の電波を使用するもの
［表略］	［表同左］
［注　略］	［注　同左］
(3)　433.795MHzを超え434.045MHz以下の周波数の電波を使用するもの（第49条の14第５号ロに規定する無線設備のものに限る。）	［新設］

周波数帯	不要発射の強度の許容値
１GHz以下（433.795MHzを超え434.045MHz以下の周波数を除く。）	任意の100kHz幅で250nW以下
１GHzを超えるもの	任意の１MHz幅で１μW以下

注　不要発射の強度の許容値は、等価等方輻射電力の値とする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第三条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第一号　技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）	**別表第一号**　［同上］
一　技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。	一　［同上］
［(1)・(2)　略］	［(1)・(2)　同上］
(3)　特性試験	(3)　［同上］
申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。	申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。
ア　次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。	ア　［同上］
［表略］	［表同上］
注	注
［１～４　略］	［１～４　同上］

5　三一二MHzを超え三一五・二五MHz以下、四〇二MHzを超え四〇五MHz以下、四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下（設備規則第四十九条の十四第五号ロに規定する特定小電力無線局を除く。）、四三三・七九五MHzを超え四三四・〇四五MHz以下（設備規則第四十九条の十四第五号ロに規定する特定小電力無線局に限る。）、二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下、一〇・五GHzを超え一〇・五五GHz以下若しくは二四・〇五GHzを超え二四・二五GHz以下、五七GHzを超え六六GHz以下（設備規則第四十九条の十四第十四号に規定する特定小電力無線局を除く。）、六〇GHzを超え六一GHz以下（設備規則第四十九条の十四第十四号に規定する特定小電力無線局に限る。）又は七六GHzを超え七七GHz以下若しくは七七GHzを超え八一GHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。	5　三一二MHzを超え三一五・二五MHz以下、四〇二MHzを超え四〇五MHz以下、四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下、二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下、一〇・五GHzを超え一〇・五五GHz以下若しくは二四・〇五GHzを超え二四・二五GHz以下、五七GHzを超え六六GHz以下（設備規則第四十九条の十四第十四号に規定する特定小電力無線局を除く。）、六〇GHzを超え六一GHz以下（設備規則第四十九条の十四第十四号に規定する特定小電力無線局に限る。）又は七六GHzを超え七七GHz以下若しくは七七GHzを超え八一GHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。
［6～23　略］	［6～23　同上］
［イ・ウ　略］	［イ・ウ　同上］
［二・三　略］	［二・三　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。